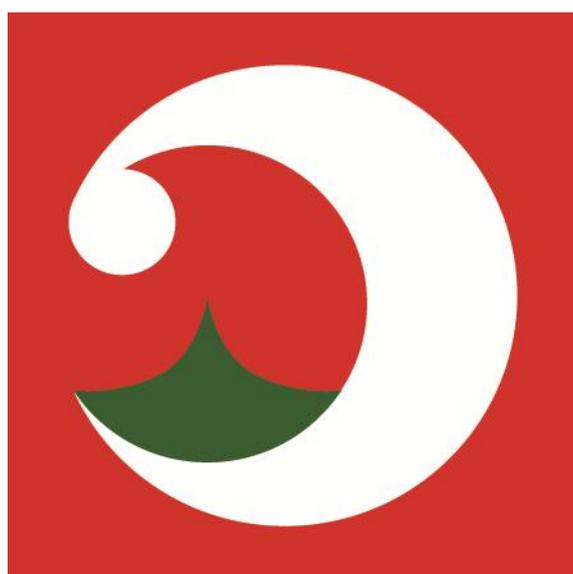


利尻町強靱化地域計画



令和 7 年 4 月
利 尻 町

【改正状況】

令和3年3月

第1版公表

目 次

第1章 はじめに

- 1 国土強靱化の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 国土強靱化地域計画と地域防災計画・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 利尻町強靱化の基本的考え方

- 1 利尻町強靱化の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 本計画の対象とするリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・ 6
- 3 評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 利尻町強靱化のための施策プログラムの策定等

- 1 施策プログラム策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 推進事業の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 計画の推進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

【別表1】利尻町強靱化に関する脆弱性評価・・・・・・・・・・・・ 28

【別表2】利尻町強靱化のための推進事業一覧・・・・・・・・・・・・ 43

第1章 はじめに

1 国土強靱化の背景

平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」が公布・施行されてから令和5(2023年)年12月に10年の節目を迎え、この間、国では「国土強靱化基本計画」を平成26(2014年)年6月に策定、平成30(2018年)年12月に基本計画の第1回目の変更、令和5(2023年)年6月に基本法改正を行ったのち、令和5(2023年)年7月に第2回目の変更を行いました。

北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を平成27(2015年)年3月に策定し、令和2(2020年)年3月の改定を経て「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する「北海道の持続的成長を促進する」ことを目標に北海道の強靱化を進めており、令和6(2024年)年5月に修正を行いました。

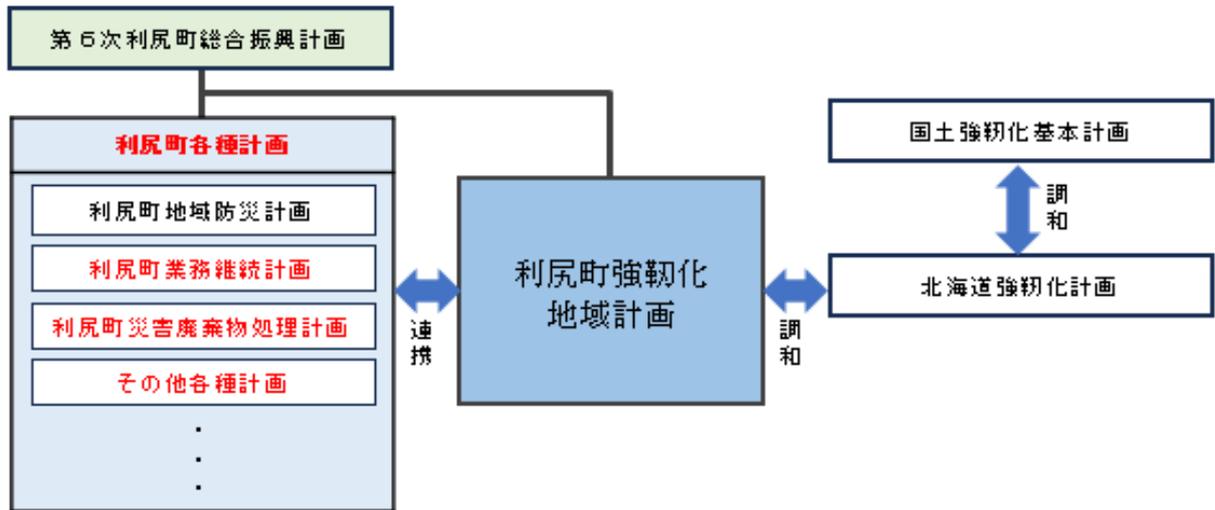
この間、利尻町においても、2011年の東日本大震災や2016年の北海道豪雨災害、2018年の北海道胆振東部地震、2024年の能登半島地震等の教訓を踏まえ、「利尻町地域防災計画」を逐次見直しを実施するとともに、令和3年10月に防災情報室を新編、町防災訓練、学校や町民向けの防災教育を積み重ね、さらに、町保有の災害等備蓄品の充実を図るなど、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町の地理的特性を踏まえつつ、自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、利尻町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・身体・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していく必要がある。こうした認識のもと、利尻町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「利尻町強靱化地域計画」を改正する。

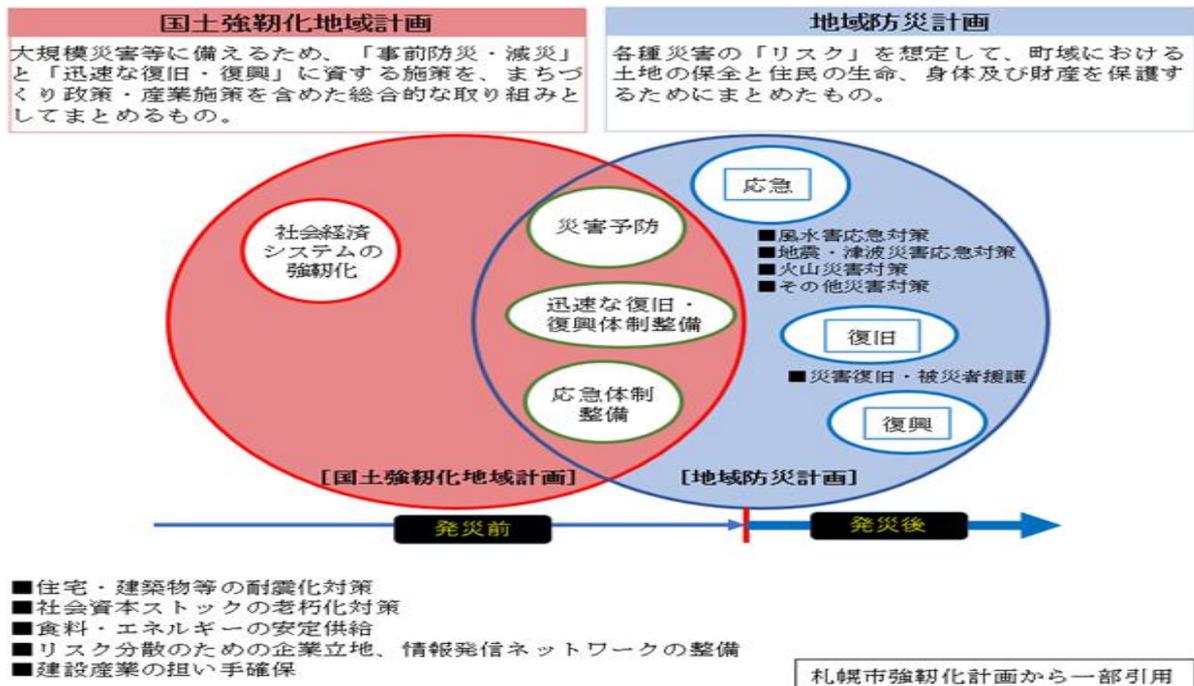
2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に係る部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、本町の第6次利尻町総合振興計画を踏まえ、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 国土強靱化地域計画と地域防災計画



第2章

利尻町強靱化の基本的考え方

1 利尻町強靱化の基本的考え方

利尻町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

利尻町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、利尻町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを利尻町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

【利尻町強靱化の目標】

- ① 大規模自然災害から町民の生命・財産と利尻町の社会経済システムを守る。
- ② 利尻町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- ③ 利尻町の持続的成長を促進する。

2 本計画の対象とするリスク

利尻町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域範囲に甚大被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「町民の生命・財産と利尻町の社会経済システムを守る」という観点から、利尻町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、利尻町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

(1) 地震・津波

宗谷地方は、北海道の中でも地震の少ない地域である。観測開始以来、主な津波は5回程度で、震害はほとんどなかった。最近では、1993年7月12日に発生した「北

海道南西沖地震」で 80 cm。2024 年 1 月 1 日に発生した「能登半島地震」で 23cm。それぞれ杓形港で津波を観測した。

本町に影響を及ぼすおそれのある地震について、利尻町地域防災計画で以下のとおり示している。

【内陸型地震（サロベツ断層帯）】

- ・ 文部科学省の地震調査研究推進本部地震調査委員会の公表結果によると、現時点で町域に影響を及ぼすと考えられる活断層は、サロベツ断層帯と問寒別断層帯である。
- ・ サロベツ断層帯は、天塩郡豊富町から同郡天塩町に至る断層帯で、全体の長さは約 44 km、おおむね北北西－南南東方向に延びている。本断層帯については、最新活動時期を特定できていないため、将来における地震発生の可能性について十分な検討ができない段階にあり、国においても、過去の活動履歴に結びつく資料の蓄積に努めているところである。このため、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じて、地震被害想定を見直すこととする。
- ・ サロベツ断層帯の長期評価の概要については、次表のとおりであるが、この断層を震源とする地震が発生した場合、本町においても、場所によっては震度 5 強程度の揺れが想定されている。また、問寒別断層帯の評価については、現時点（平成 24 年 4 月 1 日）ではなされていないため不明である。

断層帯名	長期評価で予想した地震評価(マグニチュード)	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対的評価
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	
サロベツ断層帯	7.6 程度	4%以下	7%以下	10%以下	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

【海溝型地震（北海道北西沖（沿岸側））】

- ・ 稚内市～初山別村及び積丹町、利尻町の海岸で津波水位が 5 m を超える場所もある。礼文島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後津波が到達する。羽幌町以北でも地震発生後 20 分以内に初期水位から 1 m 以上の水位上昇が生じる。
- ・ 人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には 80～290 人、構造物の効果がない場合には 110 人～340 人の死者が発生し、特に稚内市、羽幌町で被害が大きい。
- ・ 建物被害は、全体で 700 棟弱～800 棟強の全壊が生じ、特に稚内市では 400 棟弱～450 棟強の全壊被害が発生する。

【海溝型地震（北海道北西沖（沖側））】

- ・ 礼文島の西海岸で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で5mを超え、石狩市以北で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で30分前後となる。
- ・ 人的被害は、避難意識が低い場合で、建造物の効果がある場合には60～220人、建造物の効果がない場合には90～270人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、礼文町で被害が大きい。
- ・ 建物被害は、建造物の効果がある場合には900棟強の全壊が発生し、特に礼文町では400棟を超える全壊が発生する。建造物の効果がない場合では、稚内市で300棟強の全壊が発生し、全体では1,300棟強の全壊が発生する。

(2) 火山噴火

- ア 本町に影響を及ぼす最も活動的な火山は利尻山である。
- イ 最新の噴火は、南山麓で起こった玄武岩質マグマからなるマールの形成及び小規模なスコリア丘群の形成とそれに伴う溶岩流の流出である。小規模なスコリア丘群は、土壌の厚さなどから2000～8000年前以前に形成されたと推定されているが、現在、噴気活動は認められない。

(3) 豪雨、暴風雨、台風、強風

- ア 住家床下浸水・一部損壊、船の転覆、水産被害（昆布やウニなど）、交通機関の障害（飛行機の欠航及びバスの運休）などが発生している。
- イ 2004年9月8日に発生した台風第18号により災害対策本部設置し、町内一部世帯に避難勧告発令（仙法志字御崎で漁民1人が高波にさらわれ水死）
- ウ 前線を伴った低気圧の影響により、2016年9月6日から7日にかけて、宗谷地方を中心に大雨となり、24時間水量が稚内市開運、利尻空港、利尻町杓形などで観測史上1位を更新した。なお、利尻島では2016年9月6日は50年に一度の大雨となった。

(4) 豪雪、暴風雪

- ア なだれによる遭難・死者、船の遭難・座礁、家屋の全壊・倉庫の崩壊などが発生している。
- イ 海氷による水産被害（ウニ、アワビ等）、フェリーの欠航が発生している。

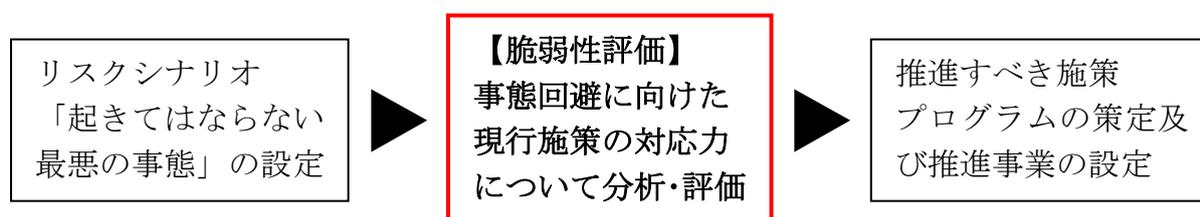
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

利尻町としても、本計画に掲げる利尻町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、利尻町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など利尻町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

利尻町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、北海道と同じ7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 森林等の荒廃による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「利尻町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

第4章 利尻町強靱化のための施策プログラム策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、利尻町における強靱化施策の取組方針を示す「利尻町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合振興計画等による数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、利尻町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う

【利尻町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ① 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ② 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に「重点」と記載
- ③ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化 **重点**

- 平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたことを踏まえ、「利尻町耐震改修促進計画」の見直しを進め、住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の活用などを進める。
- 新たに耐震診断が義務付けられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物、また主要な観光施設に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、公園など、多くの住民等が利用する公共施設について、耐震化を促進する。

《推進事業》

- 耐震改修促進計画見直し事業
- 公共施設等耐震化事業

1-1-2 建築物等の老朽化対策 **重点**

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「インフラ長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策については、各種支援制度を活用し、老朽建築物の不燃化や老朽マンションの建替等の促進を図る。

《推進事業》

- 指定緊急避難場所・指定避難所整備事業
- 福祉避難所指定事業
- 災害用備蓄整備事業

1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発 **重点**

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、町の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築を推進する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定や機能整備を推進する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。

《推進事業》

- 指定緊急避難場所・指定避難所整備事業
- 福祉避難所指定事業
- 災害用備蓄整備事業

1-1-4 緊急輸送道路等の整備 重点

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的な整備を推進する。また、本土都市部と連結する緊急輸送道路である高規格幹線道路の整備についても、着実な推進に向けて要請する。

1-1-5 防火対策・火災予防 重点

消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を推進する。

《推進事業》

- 消防施設設備整備事業
- 消防施設設備更新事業

《指 標》

住宅の耐震化率	約 74% (R06)	→	95% (R11)
特定建築物の耐震化率	約 85% (R06)	→	100% (R11)
利尻島国保中央病院耐震化	済 (R06)		
社会福祉施設の耐震化率	済 (R06)		
小中学校の耐震化率	100% (R06)		
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	31 箇所 (R06)	→	維持 (R11)
福祉避難所の指定状況	3 箇所 (R06)	→	維持 (R11)
個別施設計画策定	済 (R06)	→	逐次更新 (R11)
住宅等火災警報器設置率	92.4% (R06)	→	100% (R06)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備等

- 利尻山は、常時観測 9 火山ではないが、「火山災害対策計画」において警戒避難体制の整備を進める。
- 土砂災害を未然に防止するため、「地すべり危険区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土石流危険区域」等、北海道が実施する基礎調査等の結果に基づき危険個所の基礎調査を進め、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定を推進する。
- 基礎調査等の結果に基づき、適時ハザードマップを作成し、広報紙やホームページ等により周知及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

《推進事業》

- 防災訓練事業

1-2-2 砂防設備等の整備、老朽化対策 重点

適正に管理された森林と土砂災害対策施設等による安全安心な地域環境の整備を行い、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等、森林の多面的機能を促進する。

《指 標》

土砂災害指定区域の指定数

警戒区域 37 箇所、特別警戒区域 28 箇所 (R06) → 随時更新 (R11)

土砂災害ハザードマップ 作成済 (R06) → 随時更新 (R11)

1-3 大規模避難体制の整備

1-3-1 津波避難体制の整備 重点

○ 「津波ハザードマップ」について、引き続き地域住民への周知・啓発を図るとともに、国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされ場合には、適宜ハザードマップの見直しを行う。

○ 津波浸水災害に対し、町民の安全を確保するため、浸水の程度や避難に関する情報を住民に提供し、災害発生時の避難や日頃から備えの強化を促すことを目的に策定した「津波避難計画」の周知を促進するとともに、避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、整備を促進する。

《推進事業》

■ 防災訓練事業【再掲】

1-3-2 海岸保全施設等の整備 重点

高波、高潮及び津波による災害予防施設としての機能を有する防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設が計画的に整備されるよう要請していく。

《推進事業》

■ 海岸保全対策事業

《指 標》

津波避難計画策定 策定済 (R06) → 随時更新 (R11)

津波ハザードマップ作成 作成済 (R06) → 随時更新 (R11)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-1 洪水・内水ハザードマップの作成 重点

洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施するよう要請する他、洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

1-4-2 河川改修等の治水対策 **重点**

- 道、町の各管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備等の治水対策を効果的に促進する。
- 樋門・樋管など河川管理施設について、必要な治水機能を確保するため、施設の改良整備や老朽化施設等の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- 町内各河川の危険箇所の改修、中小河川、農業用排水路、海岸線など、水害危険箇所の整備を推進するほか、利尻町地域防災計画に基づく重要水防区域については、消防団と連携しながら、警戒巡視等を行うとともに、情報の一元化、集約化の体制を構築する。

《推進事業》

- 河川工事
- 小規模治山事業

《指 標》

洪水ハザードマップ作成

済(R06)



随時更新 (R11)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化 **重点**

- 雪害対策は人的被害防止を最優先し、様々な機会に町民の防災意識の高揚を図るとともに、道路管理者はそれぞれの管理道路において積雪・寒冷対策を促進し、災害の軽減に努める。
- 暴風雪における人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、住民周知の強化を図る。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

《推進事業》

- 道路新設改良事業

1-5-2 除雪体制の確保 **重点**

異常降雪時において、交通量等を検討し、主要幹線から順次除排雪を実施していくため、積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の計画的・適切な更新とオペレーターの確保に努め、道路の除雪体制の強化に向けた取り組みを進める。

《推進事業》

- 道路維持補修事業

《指 標》

除雪車両台数 7台 (R06) → 維持 (R11)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-6-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 **重点**

- 市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等を整備する。

《指 標》

ジェットヒーターの備蓄 一定数備蓄済 (R06) → 増加 (R11)
非常用電源(各種) 一定数備蓄済 (R06) → 増加 (R11)
避難所用石油ポータブルストーブの備蓄 一定数備蓄済 (R06) → 増加 (R11)

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-7-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化 **重点**

- 災害発生時、迅速かつ的確に避難・救護するため、北海道や他の市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について整備を推進する。
- 災害対策に必要な雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。

1-7-2 地域防災活動の推進 **重点**

住民の自主的防災意識の高揚の機会として、また地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、自治会・町内会等の組織を活かした自主防災組織づくりと育成を早急に推進し、その活動の充実強化を図る。

1-7-3 住民等への情報伝達体制の強化 **重点**

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難指示等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、町における各種災害に係る避難指示等の発令基準の改定を促進する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線に代わり町内全世帯に整備したIP告知システムの維持管理及び適宜更新を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート(災害情報共有システム)の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。

- 災害時における地域コミュニティFM放送への緊急割込装置の活用と、職員の操作能力の向上を促進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

1-7-4 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 **重点**

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時にはSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、新規対象者の名簿の作成や更新、利尻町避難行動要支援者名簿対象者について、自治会長及び民生児童委員等の協力を仰ぎながら所要の対策を推進する。

1-7-5 冬季も含めた帰宅困難者対策 **重点**

積雪・低温、海風など町の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策として、積雪期における避難場所、指定避難所及び避難路の確保とその周知・啓発を図り、冬季も含めた帰宅困難者の避難対策の取り組みを進める。

1-7-6 防災教育推進 **重点**

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する
- 町内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災に関する実践活動のリーダーの要請を通じて、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。
- 町及び消防組合等、防災業務に従事する職員の災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

自主防災組織カバー率	52.9% (R06)	→	70%以上 (R11)
大規模指定避難所の災害時公衆電話設置率	80% (R06)	→	100% (R11)

防災訓練の実施状況	1回／年(R06)	→	継続(R11)
防災教育の実施状況	10回以上／年(R06)	→	継続(R11)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備 **重点**

2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備 **重点**

- 利尻町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で連携や応援協定を締結しているが、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社会福祉協議会、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 安全で円滑な物資の供給を促進するため、道路交通ネットワーク、港湾機能の維持・継続を図る。

2-1-2 非常用物資の備蓄促進 **重点**

- 食料、水、毛布などの避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難の長期化に備え、地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、近隣市町村と連携しながら物資等の円滑な配備態勢の整備を促進する。
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資備蓄体制の強化に向けた取り組みを促進する。
- 家庭や企業等においては、冬期間の対応なども想定し、最低3日、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、自発的な備蓄を促進するとともに、日頃からお薬手帳や薬の管理を意識し、避難の際は持参するよう広報紙やSNS等による啓発活動を促進する。

《指 標》

災害時協定締結件数	17件(R06)	→	逐次増加(R11)
災害等用備蓄品備蓄計画策定	済(R06)		

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制整備 **重点**

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、官民の防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を引き続き実施していく。
- 消防職員等の災害対応力向上のために、災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施し、総合的な人材育成の取り組みを推進する。

2-2-2 本道の自衛隊体制の維持・拡充

大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取り組みを推進する。

2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資器材等を計画的に更新・配備する。

《推進事業》

- 消防力強化事業
- 消防施設設備整備事業
- 消防施設設備更新事業
- 救急救助用資機材整備事業
- 救助体制強化事業
- 救命救急士養成事業
- 救急隊員育成事業
- 消火栓改修事業

《指 標》

町防災訓練の実施	1回/年 (R06)	→	継続 (R11)
消防団団員数	108人 (R06)	→	120人 (R11)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-3-1 保健所機能の充実 **重点**

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- 平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制や空港・港湾における検疫体制の充実を図る。

《推進事業》

- 予防接種事業
- 感染症予防対策事業
- 島内医療体制検討事業
- 健康増進事業
- 病院医療機械器具整備事業
- 特定健診受診促進事業

2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 重点

炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

《推進事業》

- 災害用物資備蓄事業
- 災害用資機材整備事業

2-3-3 災害時における福祉的支援 重点

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握し、新規対象者について避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成する他、定期的に更新を行うとともに、名簿情報の適切な管理に努める。
- 消防団、警察、自主防災組織等の関係機関のほか、日頃から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者等の福祉関係者と連携し、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、被災時における避難活動支援等の体制整備を推進する。

《推進事業》

- 個別避難計画更新業務
- 災害用物資備蓄事業【再掲】
- 災害用資機材整備事業【再掲】

《指 標》

利尻町国保中央病院耐震化	済 (R06)		
避難行動要支援者名簿	逐次更新済 (R06)	→	逐次更新 (R11)
予防接種率 (定期：乳幼児)	100% (R06)	→	100% (R11)
予防接種率 (定期：高齢者)	41.8% (R06)	→	45% (R11)
特定健診受診率	40.0% (R06)	→	60% (R11)

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化 重点

- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害対策本部としての機能強化を図るため、耐震化・老朽化対策のほか、情報通信設備や自家発電装置など、主要な機能の充実を図る。

- 災害対策本部の機能強化に向け、利尻町地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

《推進事業》

- 地域情報基盤整備事業

3-1-2 業務継続体制の整備

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、ICT-BCPの策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。

《推進事業》

- 業務継続計画策定事業
- ICT-BCP策定事業

3-1-3 応援・受援体制の整備

町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

《指 標》

業務継続計画策定	済(R06)	→	適時更新(R11)
ICT-BCP策定	未策定(R06)	→	策定(R11)

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。

《推進事業》

- 環境エネルギー推進事業

4-1-2 電力基盤等の整備

電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、道民等へ発信するため、国や電気事業者等との連携強化を図る。

4-1-3 避難所等への石油燃料供給の確保

北海道災害協定並びに利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料及びLPGガスが安定的に確保されるよう、協定者間による日頃からの情報共有や連携を促進する。

《推進事業》

- 福祉灯油特別対策事業
- 灯油備蓄施設運営管理事業

《指 標》

災害時協定締結（石油燃料）締結 未締結（R06） → 協定締結（R11）

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備 重点

- 大規模災害により、水産物等の生産体制に多大な影響を及ぼさないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、漁港・港湾施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 町の水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手の育成確保対策、水産業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する。

《推進事業》

- 杓形港湾整備事業
- 港湾管理事業
- 漁港管理事業
- 離島漁村対策事業
- 漁業後継者対策事業
- 磯付漁業増産対策事業
- 漁船漁業増産対策事業
- 漁業近代化利子補給事業
- 輸送経費支援事業

4-2-2 町産食料品の販路拡大

大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、日頃から一定の生産量を確保していくことが必要であることから、高付加価値化及びブランド化の推進などによる販路拡大など、生産、加工、流通が一体となった取り組みを推進する。

4-2-3 災害時における生鮮食料品の供給体制の確保

災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するため、鮮度維持に向けた漁港・港湾機能の強化はもとより、販路促進やブランド化の推進により、流通対策の強化を図る。

《指 標》

漁業産出額	1,789,000千円(R06)	→	現状維持(R11)
漁獲高	612t(R06)	→	現状維持(R11)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 水道施設の耐震化、老朽化対策等 **重点**

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。

《推進事業》

- 簡易水道運営事業

4-3-2 下水道施設等の耐震化、老朽化対策 **重点**

- 災害時においても公衆衛生環境を確保するため、計画的な施設の耐震化を進める。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するため、定期的に点検・調査を行い、老朽化対策を計画的に進める。

《推進事業》

- 公共下水道運営事業
- 漁業集落排水施設運営事業
- し尿前処理施設運営事業

《指 標》

水道普及率	100% (R06)	→	現状維持 (R11)
水道管更新率	47% (R06)	→	47% (R11)
ストックマネジメント計画	策定済 (R06)	→	必要に応じて見直し (R11)
下水道BCP策定	策定済 (R06)	→	必要に応じて見直し (R11)
漁業集落排水施設機能保全計画	策定済 (R06)	→	必要に応じて見直し (R11)
下水道管更新率	100% (R06)	→	現状維持 (R11)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備

- 災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、日本海沿岸を結ぶ国道232号、道北の主要幹線道路である国道40号など広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、主要幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する高規格幹線道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を促進する。
- 国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に進める。

4-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策 **重点**

- 橋梁等道路施設の点検体制を継続し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常が発見され災害が発生するおそれがある場合は、道路利用者に対し情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な対策を実施するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新・補修の適切な維持管理を実施する。
- 林業利用を目的に整備された林道・林道橋については、山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、各施設の点検・診断を引き続き実施するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を推進する。

《推進事業》

- 道路維持補修事業
- 道路新設改良事業

4-4-3 空港の機能強化

利尻空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。

4-4-4 航空ネットワークの維持・拡充

道北地域における移動や物資の輸送において、航空路線は重要なアクセス手段の一つであるため、北海道と連携して航空ネットワークを構成する各航空路線の維持・拡充を推進する。

《推進事業》

■ 離島住民航空運賃助成事業

《指 標》

橋梁改修済数	11 橋 (R06)	→	11 橋 (R11)
橋梁定期点検数	11 橋 (R06)	→	11 橋 (R11)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-1 本社機能や生産拠点等の立地

経済活動のリスク分散とサプライチェーンの複線化に資するため、北海道のバックアップ拠点としての優位性と利尻町の立地的な強みを活かし、本社機能や生産拠点の移転を北海道と連携して促進する。

5-1-2 企業における事業継続体制の強化

大規模災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、国や北海道との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取り組みに対する支援を推進する。

《推進事業》

■ 中小企業融資資金利子補給事業

■ 商工業応援事業

5-1-3 被災企業等への金融支援

災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するとともに、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

《指 標》

企業誘致件数	0 件 (R06)	→	1 件 (R11)
--------	-----------	---	-----------

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

5-2-1 港湾の機能強化 **重点**

- 杓形港は、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点であり、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うために、クルーズ船など船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策など、港湾の機能強化を計画的に推進していく。
- 港湾の老朽化対策は、国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備を促進していく。
- 杓形港について、大規模災害時であっても物流・人流を途絶させないために、事業継続計画の策定を促進していく。

《推進事業》

- 杓形港整備事業
- 離島航路旅客定期船航路事業

5-2-2 陸路における流通拠点の機能強化

災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取り組みを進める。

《指 標》

取扱貨物量	58,192 t (R06)	→	58,000 t (R11)
入港船舶隻数	4,116 隻 (R06)	→	4,100 隻 (R11)

(6) 2次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による国土の荒廃

6-1-1 森林の整備・保全

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。

《推進事業》

- 町有林保育事業
- 町有林伐採事業
- 小規模治山事業

《指 標》

森林整備【つる切り・枝払い】事業量	8ha (R06)	→	継続 (R11)
-------------------	-----------	---	----------

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定

早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある、迅速な処理体制を構築するため「災害廃棄物処理計画」を策定する。

《推進事業》

■ 災害廃棄物処理計画策定事業

7-1-2 地籍調査の実施

災害後の円滑な復旧・復興を図るため、正確な地籍調査を実施する。

7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保

被災者の迅速な生活基盤の確保を図るため、土地の確保や住家の被害認定調査など対象者及び対象箇所の迅速かつ適切な選定体制を整備する。

《指 標》

災害廃棄物処理計画策定

済 (R06)

地籍調査

未実施 (R06)

→

実施 (R11)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携 **重点**

○ 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、建設協会との協定に基づく対策を継続する。

○ 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策を推進する。

7-2-2 行政職員の活用促進

災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。

なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議の枠組みを活用し、応援体制の強化を図る。

7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化

災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、平時より多世代・多文化の交流を促進し交流人口・関係人口の増加及び共助の浸透を図るとともに、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。

また、地域ぐるみの漁村観光への取組を推進することにより、漁村地域の活性化を図る。

《推進事業》

- 定住移住支援事業
- 地域おこし協力隊事業
- 杓形地区中心市街地整備事業

《指 標》

空き家マッチング件数(累計)	6 件 (R06)	→	8 件 (R11)
地域おこし協力隊定住数(累計)	9 人 (R06)	→	10 人 (R11)
町内会組織数	26 組織 (R06)	→	維持 (R11)

第5章 計画の進捗管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（2025年～2030年まで）とする。

また、本計画は、利尻町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

【施策毎の進捗管理に必要な事項】

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
 - ・ 計画期間における施策推進の工程
 - ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
 - ・ 当該年度における予算措置状況
 - ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
 - ・ 指標の達成状況
- 等

2-2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、利尻町町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

別表 1 利尻町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 医療施設、社会福祉施設、体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

1-1-2 建築物等の老朽化対策

公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等は必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。

1-1-3 避難場所の指定・整備・普及啓発

- 避難場所については、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の更なる指定についても促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

1-1-4 緊急輸送道路等の整備

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

1-1-5 防火対策・火災予防

火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

住宅耐震化率	約 74% (R06)
特定建築物の耐震化率	約 85% (R06)
利尻島国保中央病院耐震化	済 (R06)
社会福祉施設の耐震化率	済 (R06)
小中学校耐震化率	100% (R06)
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	31 箇所 (R06)
福祉避難所の指定状況	3 箇所 (R06)
個別避難計画策定	済 (R06)
住宅等火災警報器設置率	92. 4% (R06)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

1-2-1 警戒避難体制の整備等

- 利尻山は、常時観測 9 火山ではないが、警戒避難体制の整備を進める必要がある。
- 土砂災害警戒区域については、ハザードマップの見直しなど、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

1-2-2 砂防設備等の整備、老朽化対策

道において、タネトンナイ川・大空川の砂防設備や利尻政泊の急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が残されていることから、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要請する必要がある。

【指標（現状値）】

土砂災害指定区域の指定数	警戒区域 37 箇所、特別警戒区域 28 箇所 (R06)
土砂災害ハザードマップ	作成済 (R06)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

1-3-1 津波避難体制の整備

- 道における津波浸水想定の設定に基づき津波ハザードマップを作成したところであるが、今後新たな津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定などの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定したが、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、ハザードマップや避難計画を改訂するとともに避難誘導に役立つ道路整備をはじめ、各種標識、表示版等の設置について

は、道などと連携して整備を促進する必要がある。

1-3-2 海岸保全施設等の整備

道において、利尻海岸において海岸保全施設の整備を進めているが、今後、施設の耐震化対策などを含めて、施設整備の一層の促進を要望する必要がある。

【指標（現状値）】

津波避難計画策定	策定済（R06）
津波ハザードマップ作成	作成済（R06）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

1-4-1 洪水・内水ハザードマップの作成

近年、増加するゲリラ豪雨等の状況から、タネトンナイ川における洪水・内水ハザードマップは作成済であるが、他河川の取組みも必要であり、防災訓練等の実施も必要である。

1-4-2 河川改修等の治水対策

道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。また、河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。

【指標（現状値）】

洪水ハザードマップの作成	作成済（R06）
--------------	----------

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

1-5-2 除雪体制の確保

各道路管理者（道、町）において、管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者間で情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な

除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策として、更なる連携・協力体制の構築が必要である。

【指標（現状値）】

除雪車両台数 7台(R06)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

1-6-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

ジェットヒーターの備蓄	一定数備蓄済 (R06)
非常用電源（各種）	一定数備蓄済 (R06)
避難所用石油ポータブルストーブの備蓄	一定数備蓄済 (R06)

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

1-7-1 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 大規模災害時を想定した防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

1-7-2 地域防災活動の推進

自主防災意識の高揚の機会および地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動のため、自治会・町内会等の組織を活かした自主防災組織づくりと育成を早急に推進し、その活動の充実強化を図る必要がある。

1-7-3 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

- 住民等への災害情報の伝達に必要な I P 告知端末などの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の見直し・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

1-7-4 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

- 災害時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。
また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時に町をはじめ町内会や自治会、民生児童委員及び自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう日頃からの準備や訓練が必要である。

1-7-5 冬季も含めた帰宅困難者対策

災害時の公共交通機関の運行停止による町域での多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など町の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

1-7-6 防災教育推進

- 防災教育の推進に向けては、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める必要がある。
- 学校教育においては、児童生徒等に対し、災害の減少、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

自主防災組織カバー率	52.9% (R06)
大規模指定避難所の災害時公衆電話設置率	80% (R06)
防災訓練の実施状況	1回/年 (R06)
防災教育の実施状況	10回以上/年 (R06)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

- 利尻町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

2-1-2 非常用物資の備蓄促進

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、他の自治体との広域応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携し啓発活動に取り組む必要がある。
- 利尻町地域防災計画に基づき、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

災害時協定締結件数	17件 (R06)
災害等用備蓄品備蓄計画策定	済 (R06)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

2-2-1 合同訓練など関係行政機関の連携体制整備

道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

2-2-2 本道の自衛隊体制の維持・拡充

東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人(延べ83万人)の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであ

り、今後の町内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たし得る役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。

【指標（現状値）】

町防災訓練の実施	1回/年(R06)
消防団団員数	108人(R06)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

2-3-1 保健所機能等の充実

- 道は、災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、医師や保健師等の保健所職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る必要がある。
- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する必要がある。
- 平時から感染症のまん延防止を図るため、保健所の検査体制や空港・港湾における検疫体制の整備を推進する必要がある。

2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

2-3-3 災害時における福祉的支援

- 道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する DCAT「北海道災害派遣ケアチーム」及び DMAT「北海道災害福祉チーム」を組織しているが、派遣協定を締結した法人数は、79 法人にとどまっており、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

【指標（現状値）】

利尻町国保中央病院耐震化	済（R06）
避難行動要支援者名簿	逐次更新済（R06）
予防接種率（定期：乳幼児）	100%（R06）
予防接種率（定期：高齢者）	41.8%（R06）
特定健診受診率	40.0%（R06）

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

3-1-1 災害対策本部機能の強化

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、本町においては、対策本部の移転先等は町長が指定する場所に設置することになっており、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。

また、利尻町地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の定期的な点検を行う必要がある。

3-1-2 業務継続体制の整備

- 業務全体を対象とした継続体制について、整備を促進する必要がある。
- 災害時においても業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続をするため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など取組を計画的に進める必要がある。
- IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

3-1-3 応援・受援体制の整備

大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制を継続する必要がある。

【指標（現状値）】

業務継続計画策定

済(R06)

I C T－B C P策定

未策定(R06)

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

北海道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

4-1-2 電力基盤等の整備

- 電力の安定供給に向け、現行の耐震基準を満たしていない発電施設については、大規模地震に備え、耐震補強等を行う必要がある。
- 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。

4-1-3 避難所等への石油燃料供給の確保

道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図るとともに、本町で締結している石油業協同組合との協定を締結する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 利尻町と北海道エルピーガス災害対策協議会との応急・復旧活動の支援に関する協定
- ・ 利尻町と一般社団法人北海道電気保安協会との災害時等協力協定
- ・ 利尻町と北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との大規模災害時における相互協力に関する基本協定

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

4-2-1 食料生産基盤の整備

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

- 現在、本町の水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

4-2-2 町産食料品の販路拡大

大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

4-2-3 災害時における生鮮食料品の供給体制の確保

災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するため、鮮度維持に向けた港湾・漁港機能の強化はもとより、販路促進やブランド化の推進による流通対策の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

漁業産出額	1,789,000 千円 (R06)
漁獲高	612t (R06)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

4-3-1 水道施設の耐震化、老朽化対策等

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

4-3-2 下水道施設等の耐震化、老朽化対策等

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

4-3-2 下水道施設等の耐震化、老朽化対策等

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

水道普及率	100% (R06)
水道管更新率	47% (R06)
ストックマネジメント	策定済 (R06)
下水道BCP策定	策定済 (R06)
下水道管更新率	100% (R06)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

4-4-1 高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備

- 高規格幹線道路は、宗谷管内の各港湾や漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、宗谷医療圏における高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

4-4-2 道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策

- 橋梁等道路施設の点検体制を継続し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常が発見され災害が発生する恐れがある場合は、道路利用者に対し情報を迅速に提供するための体制整備を図る必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

4-4-3 空港の機能強化

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、地方空港の機能向上に向けた施設整備など機能強化等を推進することが必要である。特に、近年、訪日外国人来道者の増加に対応したC I Q体制の整備など、受入体制の充実・強化が求められている。

- 大災害に備えた空港の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。

4-4-4 航空ネットワークの維持・拡充

広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・道内の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。

【指標（現状値）】

利尻町長寿命化修繕計画	策定済(R06)
橋梁定期点検数	11 橋(R06)

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

5-1-1 本社機能や生産拠点等の立地

東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

5-1-2 企業における事業継続体制の強化

中小企業の業務継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

5-1-3 被災企業等への金融支援

国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

企業誘致件数	0 件(R06)
--------	----------

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

5-2-1 港湾の機能強化

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を港湾が担うためには、平時より、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進することが必要である。
- 大規模災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。

5-2-2 陸路における流通拠点の機能強化

災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、国、道、各業種関係団体と連携し、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

取扱貨物量	58,192 t (R06)
入港船舶隻数	4,116 隻 (R06)

6 二次災害の抑制

6-1 森林等の荒廃による国土の荒廃

【評価結果】

6-1-1 森林の整備・保全

大規模災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

森林整備【つる切り・枝払い】事業量	8 ha (R06)
-------------------	------------

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

7-1-1 災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築するため「災害廃棄物処理等計画」に基づき対応する必要がある。

7-1-2 地籍調査の実施

災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ自治体職員の能力向上を図るとともに、被災市町村の業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な支援方法の検討を行う必要がある。

【指標（現状値）】

災害廃棄物処理計画策定

済 (R06)

地籍調査

未実施 (R06)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、利尻町建設協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。
- 減少する建設業就業者及び技能労働者について、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

7-2-2 行政職員の活用促進

道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、応援体制の強化を図る必要がある。

7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

空き家マッチング件数(累計)	6 件(R06)
地域おこし協力隊定住数(累計)	9 人(R06)
町内会組織数	26 組織(R06)

別表2 利尻町強靱化のための推進事業一覧

番号	リスクシナリオ	事業名	所管課
1	1-1	児童公園管理事業	町民課
2	1-1	杓形保育所運営管理事業	町民課
3	1-1	さわやかトイレ管理運営事業	町民課
4	1-1	火葬場管理運営事業	町民課
5	1-1	高齢者生活福祉センター外壁防水塗装改修整備事業	町民課
6	1-1	廃屋処理事業	建設課
7	1-1	住宅リフォーム促進利子補給金事業	建設課
8	1-1	住環境改善促進事業	建設課
9	1-1	公営住宅管理事業	建設課
10	1-1	公営住宅建設事業	建設課
11	1-1	船揚場整備事業	建設課
12	1-1	漁港管理事業	産業課
13	1-1	港湾管理事業	産業課
14	1-1	杓形港整備事業	産業課
15	1-1	道路維持補修事業	建設課
16	1-1	道路新設改良事業	建設課
17	1-1	ふれあい休憩施設管理事業	産業課
18	1-1	森林山村多面的機能発揮対策支援事業	建設課
19	1-1	街路灯維持管理事業	産業課
20	1-1	森林公園運営管理事業	建設課
21	1-1	公園維持管理事業	産業課
22	1-1	体育施設管理運営事業	教育委員会
23	1-1	教員住宅整備事業	教育委員会
24	1-1	杓形小学校校舎改築事業	教育委員会
25	1-1	交流促進施設改修事業(冷温水器)	教育委員会
26	1-1	交流促進施設改修事業(SD扉)	教育委員会
27	1-1	交流促進施設改修事業(外壁・舞台)	教育委員会
28	1-1	ふれあい保養センター管理運営事業	宿泊施設
29	1-1	宿泊施設ホテル利尻管理運営事業	宿泊施設
30	1-1	消防力強化事業(火災・消防署)	消防署
31	1-1	消防力強化事業(火災・消防団)	消防署
32	1-1	救助体制強化事業(火災・交通事故・高所・低所救助)	消防署
33	1-1	防火団体育成事業	消防署
34	1-1	防火防災意識向上支援事業	消防署
35	1-1	消防用設備等違反是正事業	消防署

番号	リスクシナリオ	事業名	所管課
36	1-1	公民館修繕事業	仙法志支所
37	1-1	公民館維持管理事業	仙法志支所
38	1-1	高齢者共同生活施設運営維持管理事業	仙法志支所
39	1-1	仙法志保育所運営維持管理事業	仙法志支所
40	1-1	環境エネルギー推進事業	防災情報室
41	1-1	LED照明導入促進事業	防災情報室
42	1-1	役場庁舎管理事業	総務課
43	1-1	職員住宅管理事業	総務課
44	1-1	歯科診療所維持管理事業	総務課
45	1-1	あけぼのニュータウン管理事業	総務課
46	1-1	その他財産管理事業	総務課
47	1-1	災害対策事業	防災情報室
48	1-1	特養ボイラー更新事業	特養
49	1-1	特養増設改修設計委託事業	特養
50	1-1	博物館施設管理事業	博物館
51	1-1	病院施設改修事業	病院
52	1-3	道路新設改良事業【再掲】	建設課
53	1-3	災害対策事業【再掲】	防災情報室
54	1-4	小規模治山事業	建設課
55	1-5	道路新設改良事業【再掲】	建設課
56	1-7	消防力強化事業(火災・消防団)【再掲】	消防署
57	1-7	消防力強化事業(自然災害・消防団)	消防署
58	1-7	応急手当普及事業	消防署
59	1-7	防火団体育成事業【再掲】	消防署
60	1-7	防火防災意識向上支援事業【再掲】	消防署
61	1-7	地域情報通信基盤整備事業	防災情報室
62	1-7	災害対策事業【再掲】	防災情報室
63	2-1	災害対策事業【再掲】	防災情報室
64	2-2	高齢者生活福祉センター外壁防水塗装改修整備事業【再掲】	町民課
65	2-2	消防力強化事業(火災・消防署)【再掲】	消防署
66	2-2	消防力強化事業(火災・消防団)【再掲】	消防署
67	2-2	消防力強化事業(自然災害・消防署)【再掲】	消防署
68	2-2	消防力強化事業(自然災害・消防団)【再掲】	消防署
69	2-2	救急救助用資機材整備事業	消防署
70	2-2	救助体制強化事業(火災・交通事故・高所・低所救助)【再掲】	消防署
71	2-2	救助体制強化事業(山岳・水難救助)	消防署
72	2-2	救急救命士養成事業	消防署
73	2-2	救急隊員育成事業	消防署

番号	リスクシナリオ	事業名	所管課
74	2-2	応急手当普及事業【再掲】	消防署
75	2-2	予防要員育成事業	消防署
76	2-2	防火団体育成事業【再掲】	消防署
77	2-2	防火防災意識向上支援事業【再掲】	消防署
78	2-2	消防用設備等違反是正事業【再掲】	消防署
79	2-2	消防施設整備事業(サイレン撤去)	消防署
80	2-2	消防施設整備事業(防火水槽維持管理)	消防署
81	2-2	消防施設整備事業(消防庁舎・格納庫)	消防署
82	2-2	消防署管理運営事業	消防署
83	2-2	消防本部の体制強化	消防本部
84	2-2	消火栓改修事業	総務課
85	2-3	感染症予防対策事業	保健課
86	2-3	保健・医療・福祉に関する事業	保健課
87	2-3	医療技術者等修学資金貸付事業	総務課
88	2-3	患者輸送車運行事業	総務課
89	2-3	歯科診療所診療業務委託事業	総務課
90	2-3	歯科診療所維持管理事業	総務課
91	2-3	特養福祉車両更新事業	特養
92	2-3	病院医療機械器具整備事業	病院
93	2-3	島内医療体制検討事業	病院
94	2-3	病院医療機械器具整備事業【再掲】	病院
95	3-1	地域情報通信基盤整備事業【再掲】	防災情報室
96	3-1	役場庁舎管理事業【再掲】	総務課
97	4-1	福祉灯油特別対策事業	町民課
98	4-1	プロパンガス航路運賃補助事業	産業課
99	4-1	灯油備蓄施設運営管理事業	産業課
100	4-1	環境エネルギー推進事業【再掲】	防災情報室
101	4-2	移住対策PR事業	総務課
102	4-2	港湾管理事業【再掲】	産業課
103	4-2	杳形港整備事業【再掲】	産業課
104	4-2	(道事業)漁港整備事業	産業課
105	4-2	離島漁村対策事業	産業課
106	4-2	漁業後継者対策事業(報奨金・担い手対策事業)	産業課
107	4-2	磯付漁業増産対策事業(地域水産物供給基盤整備事業)	産業課
108	4-2	漁船漁業振興対策事業(水産多面機能発揮対策支援事業)	産業課
109	4-2	磯付漁業増産対策事業(種苗生産・放流事業)	産業課
110	4-2	漁船漁業振興対策事業(広域水産物供給基盤整備事業)	産業課
111	4-2	漁業近代化利子補給事業	産業課

番号	リスクシナリオ	事業名	所管課
112	4-2	輸送経費支援事業(特定有人国境離島地域社会維持推進事業)	産業課
113	4-3	簡易水道運営事業	建設課
114	4-3	公共下水道運営事業	建設課
115	4-3	漁業集落排水施設運営事業	建設課
116	4-3	し尿前処理施設運営辞儀用	建設課
117	4-4	港湾管理事業【再掲】	産業課
118	4-4	沓形港整備事業【再掲】	産業課
119	4-4	道路維持補修事業【再掲】	建設課
120	4-4	ふれあい休憩施設管理事業【再掲】	産業課
121	4-4	プロパンガス航路運賃補助事業【再掲】	産業課
122	4-4	患者輸送車運行事業【再掲】	総務課
123	4-4	離島航路旅客定期船航路事業	総務課
124	4-4	離島住民航空運賃助成事業	総務課
125	5-1	雇用機会拡充事業	産業課
126	5-1	土地賃貸借事業	総務課
127	5-2	港湾管理事業【再掲】	産業課
128	5-2	沓形港整備事業【再掲】	産業課
129	5-2	港湾機能高度化事業【再掲】	産業課
130	5-2	水産品輸送経費支援事業(活性化交付金・有人国境離島)【再掲】	産業課
131	6-1	小規模治山事業【再掲】	建設課
132	6-1	町有林つる切り事業	建設課
133	6-1	町有林保育除間伐事業	建設課
134	6-1	町有地つる切り事業	建設課
135	7-1	海岸漂着物等対策事業	産業課
136	7-2	定住移住支援事業	総務課
137	7-2	地域おこし協力隊事業	総務課
138	7-2	沓形地区中心市街地整備事業	総務課
139	7-2	離島漁村対策事業(離島漁業再生支援交付金事業)【再掲】	産業課
140	7-2	漁業後継者対策事業(報奨金・担い手対策事業)【再掲】	産業課
141	7-2	消防力強化事業(自然災害・消防署)【再掲】	消防署